

廃棄物海洋投入削減等に向けた今後の取り組みについて

2003年8月29日
 ロンドン条約関係省庁等（注）

1. 総論

海洋環境保全の必要性は世界的に広く認識されており、環境立国を標榜する我が国としても積極的に取り組む必要がある。

中でも、海洋汚染の原因の一類型である廃棄物の海洋投入については、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（ロンドン条約）において既に国際的な規制が行われてきており、我が国も同条約を締結している。1996年には規制の更なる強化を内容とするロンドン条約議定書が採択され、2000年の国連総会決議において、各国に対して同議定書の締結が推奨された。

このように、廃棄物の海洋投入に関しては国際的な関心が高く、より厳しい規制が求められていると言える。こうした世界の潮流に鑑みれば、我が国が同議定書を実施するために必要となる国内体制を早期に整備することが重要である。

こうした観点から、我が国としては、今後も廃棄物の海洋投入の一層の削減等努めることとする。

*ロンドン条約：1972年採択、1975年発効。締約国数は2003年6月現在80カ国＋1地域（我が国は1980年締結）。

*ロンドン条約議定書：1996年採択、未発効。締約国数は2003年6月現在17カ国。

2. 我が国国内法（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」及び「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（海防法）」）において海洋投入処分が認められている物と投入状況

（1）一般廃棄物（廃掃法第6条の2第2項及び同法施行令第3条第4号）

- （イ） 廃火薬類
- （ロ） 不燃性の一般廃棄物（廃駆除剤等を除く）
- （ハ） 浄化槽に係る汚泥、し尿（2002年2月1日時点で処分を行っていた者が行う場合に限る。2007年1月末まで）

（2）産業廃棄物（廃掃法第12条第1項及び同法施行令第6条第4号）

- （イ） 汚泥
 - （a） 以下の施設において生じた汚泥
 - i) アミノ酸、核酸分解物若しくは有機酸若しくはこれらの塩類、エチルアルコール、酵素又はビタミン類（これらのうち、農産物を原料として製造され、かつ食用又は飲用に供することができるものに限る。）の製造業の用に供する分離施設（発酵液の分離に係るものに限る。）
 - ii) イースト製造業の用に供する原料処理施設及び濃縮施設
 - iii) さとうきびを原料とする砂糖の製造業の用に供する濃縮施設
 - iv) 蒸留酒製造業の用に供する蒸留施設
 - v) 銅アンモニアレーヨン製造業の用に供するリンターの懸濁液又は

蒸着液の脱水施設

- vi) ボーキサイトを原料とする水酸化アルミニウムの製造業の用に供する洗浄施設及びろ過施設（赤泥）
 - (b) 建設工事に伴って生じた汚泥
 - (c) 公共下水道又は流域下水道から除去した汚泥
 - (ロ) 上記（イ）（a）i）～v）の施設において生じた廃酸又は廃アルカリ
 - (ハ) 動植物性残さ（摩砕し、かつ油分を除去したもの）
 - (ニ) 家畜ふん尿（浮遊性のきょう雑物を除去したもの）
- (3) 水底土砂（海防法第10条第2項第4号及び同法施行令第6条）
- (4) 船舶、海洋施設又は航空機
（海防法第43条第1項及び同法施行令第16条）
（水深1,500 m以上の海域について、残油等が流出せず、船舶等が浮上・移動しない方法による場合に限る。ただし、撤去することが困難な遭難船舶を放置する場合は除く。）

なお、船舶、海洋施設又は航空機に関して、近年の海洋投棄の実績はない。

また、近年の我が国の廃棄物等の海洋投入処分実績は次表のとおりである。

表 我が国の廃棄物等の海洋投入処分量（1997～2002年）
（暦年、単位：千トン）

廃棄物等の種類・年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	
廃火薬類	0.7	0.3	0.2	0.5	0.4	0.9	
下水汚泥	し尿・し尿浄化槽汚泥	2,396	2,181	1,886	1,702	1,481	1,249
	下水汚泥及び 不燃性の一般廃棄物	5	7	2	4	6	9
有機性汚泥等	食品加工業等の汚泥、残 さ等	538	519	323	267	207	168
	その他	—	—	—	—	—	—
無機性汚泥	鉍さい	—	—	—	—	—	—
	建設汚泥及び赤泥（計）	2,789	2,683	2,595	2,869	2,643	2,457
	（建設汚泥）		(965)	(1,028)	(1,077)	(963)	(806)
	（赤泥）		(1,718)	(1,567)	(1,792)	(1,680)	(1,651)
その他		—	—	—	—	—	
水底土砂	6,466	7,045	6,628	5,426	6,351	5,674	
合計	12,196	12,436	11,435	10,268	10,688	9,558	

（海上保安庁調べ）

（注）水底土砂のデータには、埋立処分量が含まれている。

3. 海洋投入処分削減に向けての対応状況又は今後の方針

廃棄物の品目	削減方針
廃火薬類 (1) 自衛隊の廃弾・廃火薬類 (2) 火薬工場から出る不良品、期限切れの製品 (3) その他の廃火薬類（第2次大戦に起因する不発弾及び押収爆発物）	(1) 民間業者に委託して陸上処分の方向で検討中。 (防衛庁) (2) 1999年中途より海洋投棄は行われていない。(経産省) (3) 陸上処理体制及び予算措置等を関係省庁間でさらに検討していく必要がある。 (警察庁、防衛庁、総務省、法務省、最高裁判所他)
不燃性の一般廃棄物	陸上処分への移行は可能。(環境省)
浄化槽に係る汚泥、し尿	廃掃法施行令を改正し、2002年2月からし尿等の海洋投入処分を禁止。ただし、以前から継続して海洋投入処分を行っている者については、5年間の経過措置を設けており、2007年1月末までに全廃。(環境省)
アルコール類、ビタミン類、アミノ酸類の発酵廃液	2002年度より海洋投棄は行われていない。(経産省)
グルタミン酸製造業の発酵廃液	1999年中途より海洋投棄は行われていない。(農水省)
イースト製造業の濃縮液	1998年中途より海洋投棄は行われていない。(農水省)
砂糖製造業の廃糖蜜廃液	業界として陸上処理及び再利用等へ移行する方向であり、2003年中に海洋投棄を取りやめる方向で、現在処理施設を建設中。(農水省)
焼酎の蒸留粕	業界は、焼酎粕のリサイクル施設の建設等陸上処理体制の整備を進めているところであり、現時点では、2004年中に海洋投棄から陸上処理へ移行する見込み。(国税庁)
リンター蒸煮廃液	1998年中途より海洋投棄は行われていない。(経産省)
赤泥	処分量の削減に向けた有効利用技術の開発促進を図る。(経産省)
建設汚泥	発生抑制及び再資源化等を促進し、処分量の削減を図る方針。(国交省)
下水汚泥	陸上処理へ移行する方向で対応を進めており、残る海洋投入実施中の地方自治体に対しては、陸上処理、更にリサイクルを実施するよう要請を行っている。(国交省)
動植物性残さ	検討中 (農水省)
家畜ふん尿	処理施設の整備等により、陸上処理への移行は可能。(農水省)

4. 洋上焼却の現状及び今後の方針

内水における焼却規制について更なる検討を要する。

5. 廃棄物評価の枠組み（W A F）の制度的検討

ロンドン条約の下で作成された廃棄物評価のガイドライン（W A G）等を踏まえ、引き続き関係省庁で提携してW A Fの国内制度整備のための検討を進める。（環境省及び国交省）

（注）ロンドン条約関係省庁等：

警察庁、防衛庁、総務省、法務省、外務省、国税庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び最高裁判所

（了）